

定 款

第 1 章	総 則
第 2 章	株 式
第 3 章	株主総会
第 4 章	取締役及び取締役会
第 5 章	監査役及び監査役会
第 6 章	会計監査人
第 7 章	計 算

令和 4 年 6 月 2 1 日

兼松エンジニアリング株式会社

第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、兼松エンジニアリング株式会社と称し、英文では
KANEMATSU ENGINEERING CO., LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. 土木建設機械及び装置の製造販売、同他社製品の販売、斡旋及び仲介
2. 環境整備機器及び装置の製造販売、同他社製品の販売、斡旋及び仲介
3. 食品、化粧品、医薬品等の市場で使用される、製造機器及び装置の製造販売、同他社製品の販売、斡旋及び仲介
4. 上記機器装置の輸出入に関する一切の事業
5. 上記機器装置を利用する廃棄物処理清掃に関する事業
6. 上記機器装置のリース業
7. 中古自動車販売業
8. 前各号に附帯、関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を高知市に置く。

(機関の設置)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

1. 取締役会
2. 監査役
3. 監査役会
4. 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、17,576,000株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(株主名簿管理人)

第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱いは、法令又は本定款のほか、取締役会の定める株式取扱規程による。

(基準日)

第11条 当社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

2 前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(招集時期)

第12条 当社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長が招集し、その議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(電子提供措置等)

第14条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第15条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、代理権を証明する書面を株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数)

第17条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任方法)

第18条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(取締役の任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役)

第20条 取締役会の決議により、代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第21条 取締役会の決議により、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を

選定することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、議長となる。代表取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がこれに当たる。

(取締役会の招集手続)

第23条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第24条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役の報酬)

第25条 取締役の報酬は、株主総会の決議によって定める。

(取締役との責任限定契約)

第26条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(監査役の員数)

第27条 当社の監査役は、4名以内とする。

(監査役の選任方法)

第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(監査役の任期)

第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第30条 監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集手続)

第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第32条 監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。

(監査役の報酬)

第33条 監査役の報酬は、株主総会の決議によって定める。

(監査役との責任限定契約)

第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第6章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第35条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(会計監査人の任期)

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬)

第37条 会計監査人の報酬は、代表取締役社長が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(期末配当金)

第39条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当金を支払うことができる。

(中間配当金)

第40条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当金を支払うことができる。

(配当金の除斥期間)

第41条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から、満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。